

# 岡山県時短要請協力金の概要

1 要請期間

令和3年5月3日(月)～令和3年5月16日(日) 14日間

2 対象地域

岡山市北区の  
次の地域

表町1丁目、表町2丁目、表町3丁目、幸町、田町1丁目、田町2丁目、  
中央町、磨屋町、中山下1丁目、中山下2丁目、錦町、平和町、本町、  
柳町1丁目、柳町2丁目

3 対象施設

食品衛生法第52条に定める営業の許可を取得している  
飲食店及び喫茶店（テイクアウト、デリバリーは除く）

4 要請内容

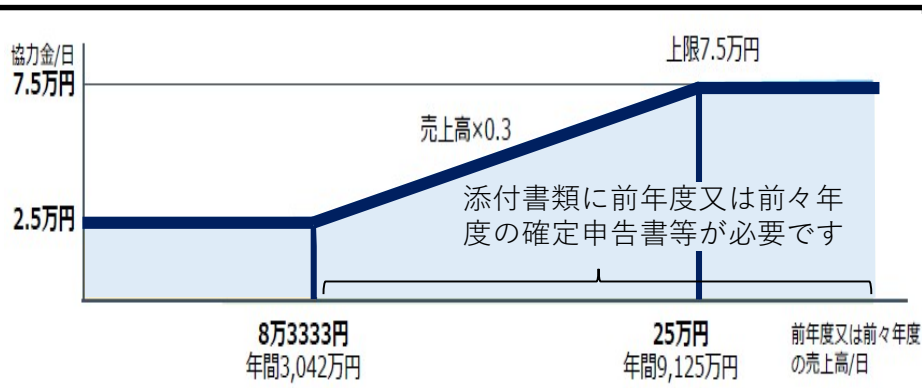
営業時間を20時までに短縮（酒類提供は19時まで）

5 支給額



## <中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間：3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超～25万円未満 (年間：3,042万円超～9,125万円未満)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間：9,125万円以上)	7万5,000円（上限額）



## <大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業等も選択可能です

[1日あたりの支給額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い方

コールセンター 5月1日(土) 開設

Tel：086-226-7968

平日9時～17時

※5月9日までの土日祝日は受付